

各社会保険事務局における不適正処理の概要

北海道	1
青森	2
宮城	3
秋田	4
福島	5
茨城	6
群馬	8
埼玉	9
千葉	11
東京	13
神奈川	14
新潟	15
山梨	16
長野	17
岐阜	18
静岡	20
愛知	23
三重	25
滋賀	26
京都	27
大阪	28
兵庫	33
奈良	35
島根	36
愛媛	37
高知	39
佐賀	40
長崎	41
熊本	42
鹿児島	44
沖縄	45

北海道社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（苫小牧 計326件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（北見 計27件）

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○苫小牧社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成18年3月31日、担当課長が、被保険者本人のため、納付率の向上のためとして、独断で実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成18年3月31日、所得情報に基づき全額免除に該当する者について、4月、5月で申請書を受領することを前提に、先行して計326件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

○北見社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年7月から、担当課長及び担当係長が、被保険者へのサービスの一環として、自ら実施。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年7月から3月までの間、戸別訪問及び電話納付督促時において、本人の了解を得た上で申請書を代筆し、計27件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

青森社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（青森、弘前 計3,455件）
 - (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（青森、弘前 計103件）
- ※ (1) については、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。
(2) については、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①青森社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成18年4月21日、電話による申請受付も効果が上がらず、年度末の免除計画件数を達成するためとして、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年4月28日、本人の申請意思を後日確認することとし、意思確認ができなかった場合は取り消すことを前提に、先行して計230件の免除処理を行った。なお、承認通知書は廃棄した。

②弘前社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年12月22日の所内国民年金特別対策本部会議において、12月の目標納付率を達成するため、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年4月にかけて、所得情報に基づき確実に免除に該当する者について、本人から申請書を受理することを前提に、先行して計3,225件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①青森社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成18年2月17日の事務局国民年金特別対策本部会議において、再三にわたる戸別訪問でもなかなか本人と面談できないという報告が弘前事務所からあった際に、事務局担当官の提案を受けて、電話による申請受付の実施を決定し、局長が各所長に指示。これを受けて、管内の2事務所において実施。

②青森社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年4月20日、年度末の免除計画件数を達成するためとして、事務局からの指示もあったことから、所長が担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年4月に、電話により申請意思の確認と代筆の了解を得て、計30件の免除処理を行った（事蹟なし）。

③弘前社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年2月17日の事務局会議を受け、同日の所内国民年金特別対策本部会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、電話により申請意思の確認と代筆の了解を得て、計73件の免除処理を行った（事蹟なし）。

宮城社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの(石巻 計702件)

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○石巻社会保険事務所【(1)②; 先行入力型】

〔経緯〕

平成17年12月28日、分母対策として、担当課長が独断で自ら実施。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年12月28日、担当課長が、全額免除、納付猶予が見込まれる者について、平成18年4月末までに免除の申請書が提出されない者については取消を行うことを前提に、先行して702件の免除処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

秋田社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（鷹巣 計127件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○鷹巣社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年11月中旬、所長、担当課長らによる所内打合せにおいて、年金受給権の確保のためとして、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月29日、30日に、所得情報に基づき、納付猶予が見込まれる者について、申請書は受理するということを前提に、先行して計127件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

福島社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（東北福島 計963件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

○東北福島社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月中旬、担当官が、11月・12月の目標納付率の達成のための行動計画の一環として提案し、担当課長に相談の上、実施を決定。所長には事後報告した。

〔実施内容〕

平成17年11月頃から平成18年3月にかけて、前年度免除者で未納者、長期未納者等に対し、電話で本人の意思確認を行い、申請書を代筆し、計963件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

茨城社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（水戸南 計41件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（水戸南、土浦、日立、下館、水戸北 計2,641件）

※ (1) については、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。
(2) については、事務局が、実施を了承。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①水戸南社会保険事務所【(1)②；単純型】

〔経緯〕

平成18年2月28日、2月の目標納付率の達成のためとして、担当次長が独断で実施。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成18年2月28日、担当次長が、自身の担当分の未処理分41件について、所得情報に基づきほぼ確実に全額免除又は若年者納付猶予に該当すると思われる者について、本人の意思を確認せずに、自ら先行して免除等の入力を行った。なお、承認通知書は作成していない。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①茨城社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成18年2月上旬、局長が事務局課長から、土浦、下館の両事務所で申請の電話受付を行っている旨の報告を受け、局長が追認。
- 平成18年2月20日の事務局国民年金特別対策本部会議において、土浦、下館の両所長から、申請の電話受付が有効な手法である旨紹介され、全事務所で取り組むことを局長が了承。
- 最終的に管内全事務所において実施。

②水戸南社会保険事務所

〔経緯〕

事務局対策会議を踏まえ、平成18年2月22日に、所長が実施する方針を決定。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、所得情報に基づき確実に免除等に該当すると思われる者に電話で意思確認を行い、申請意思の確認ができるものについて、職員が申請書を代筆し、計223件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

③土浦社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月末頃の所内打合せにおいて、社会保険大学校受講時の雑談で関西方面（具体的な事務局名は不明）で申請の電話受付をしていることを聞いた担当課長から情報提供があり、所長が実施する方針を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月以降、所得情報に基づき確実に免除等に該当すると思われる者に電話で意思確認を行い、申請意思の確認ができるものについて、職員が申請書を代筆し、計1,282件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

④日立社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

事務局対策会議を踏まえ、平成18年2月22日の所内会議で所長が提案したが、職員の賛同が得られず実施を見送った。

その後、平成18年3月に事務局が支援を行った際、事務局職員が電話受付を行い、4月には、新所長（前事務局国民年金対策官）自らが電話受付を実施し、計38件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

⑤下館社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年1月末の所内対策会議において、所長が提案し、実施する方針を決定。

〔実施内容〕

平成18年1月以降、所得情報に基づき確実に免除等に該当すると思われる者に電話で意思確認を行い、申請意思の確認ができるものについて、職員が申請書を代筆し、計707件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

⑥水戸北社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年2月10日の所長会議の休憩時間中において、管内他事務所長から申請の電話受付が有効との情報を得た所長が、同月16日の所内課長会議において、実施する方針を決定。

〔実施内容〕

平成18年2月16日以降、所得情報に基づき確実に免除等に該当すると思われる者に電話で意思確認を行い、申請意思の確認ができるものについて、職員が申請書を代筆し、3月上旬から事務局の支援も受けて、計391件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

群馬社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（前橋 計114件）
 - (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（高崎 計135件）
- ※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

- 前橋社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

- 〔経緯〕

- 平成17年12月、年末の目標納付率を達成するため、所長が担当課長に実施を指示。

- 〔実施内容〕

- 平成17年12月28日、電話・戸別訪問等により免除申請書の提出を約束した者であって、未提出のものについて、先行して計114件の免除処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

- 高崎社会保険事務所

- 〔経緯〕

- 免除勧奨を行う中で、「申請は行政サービスでやってもらいたい」という依頼があったことがきっかけとなり、平成17年12月中旬の所内打合せにおいて、担当課長が、行政サービスの一環として実施するよう職員に指示。所長は知らなかった。

- 〔実施内容〕

- 平成17年12月中旬から年度末にかけて、電話勧奨を実施していく中で、本人等の申請意思は確認できるが、多忙等の理由で申請が困難であり、申請書の代筆依頼があった場合に、職員が申請書を代筆し、計135件の免除等処理を行った（事蹟なし 70件 事蹟あり 65件）。

- なお、このうち、職員が手持ちの印鑑で申請書に押印をしたものがあった（36件（平成17年度分））。

埼玉社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(浦和、熊谷、大宮、春日部、所沢 計12,734件)
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(浦和、熊谷、川越、大宮 計432件)

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①埼玉社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成18年1月初め頃、浦和事務所から先行入力の実施について報告があり、その後、収納率の向上を図る必要があると判断される事務所に対して、必要に応じて先行入力してはどうかと担当課長等が指導。局長は追認していた。
管内7事務所中5事務所において実施。

②浦和社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

所得情報に基づき納付猶予対象者が特定できるようになったことから、平成17年12月9日の所内収納対策会議において、納付率向上のため、所長が実施を決定。12月中旬に局長に報告した。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年2月にかけて、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計6,297件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

③熊谷社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

事務局からの指示を受けた担当課長が、平成18年1月23日に実施を指示。所長には事後報告した。

〔実施内容〕

平成18年1月23日から30日にかけて、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計567件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

④大宮社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

事務局からの指示を踏まえて、平成18年1月12日の所内収納対策会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年1月27日、30日、31日及び2月27日に、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計2,400件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

⑤春日部社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

事務局からの指示を踏まえて、平成18年1月23日、担当次長が実施を指示し、所長にも報告。

〔実施内容〕

平成18年1月24日から26日にかけて、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計1,544件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は作成していない。

⑥所沢社会保険事務所【(1)②; 入力後取消型】

〔経緯〕

事務局からの指示を踏まえて、平成18年1月26日、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年1月30日、31日に、所得情報に基づき納付猶予に該当する者に対し申請勧奨を行うとともに、本人の意思を確認せずに、先行して計1,926件の猶予処理を行ったが、事務処理への影響を考慮し、2月1日から2月7日に取消。なお、承認通知書は作成していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①埼玉社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年秋頃、局長から大阪で電話による申請受付が行われていることを聞いた担当課長が、平成17年11月中旬以降、納付成績の良かった川越、秩父を除く各社会保険事務所に対し、電話による申請受付の実施を指示。
最終的に管内7事務所中4事務所において実施。

②浦和社会保険事務所

〔経緯〕

事務局からの指示を受け、平成17年11月21日の所内収納対策会議において、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から12月にかけて、所得情報に基づき、免除及び若年者納付猶予に該当する者について、電話により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、計311件の免除等処理を行った(事蹟なし 296件 事蹟あり 15件)。

③熊谷社会保険事務所

〔経緯〕

事務局からの指示を受け、平成18年4月22日、担当課長が実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成18年4月22日に、電話等により本人の申請意思を確認して、申請書を代筆し、計19件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

④川越社会保険事務所

〔経緯〕

浦和事務所が事務局の支援の下で電話による申請受付を行っているとの情報を得て、平成18年2月9日の所内の収納対策会議で、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、所得情報に基づき、納付猶予に該当する者に対し電話勧奨を行う中で、申請の意思があり、多忙等の理由で申請が困難と申し出があった場合に限り、相手方の意思を再度確認の上、申請書を代筆し、計86件の猶予処理を行った(事蹟なし 16件 事蹟あり 70件)。

⑤大宮社会保険事務所

〔経緯〕

事務局からの指示を受け、平成17年12月、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年12月以降、電話により本人確認と申請意思の確認を行い、申請書を代筆し、計16件の免除等処理を行った(事蹟なし 1件 事蹟あり 15件)。

千葉社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（千葉、佐原、松戸、幕張 計1,325件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（千葉、佐原、松戸 計689件）

※ (1)、(2)ともに、一部の事務所について、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①千葉社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月、事務局担当課長が来所した際に、事務局で独自に整理した納付猶予対象者の未申請者への対応手法の一つとして職権処理についての説明・提案があったことから、これを受けて、次長、担当課長が、目標納付率の達成のためとして、実施を決定。所長には事後に報告した。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年1月にかけて、納付猶予の対象者に対し文書勧奨等をした結果、申請意思は確認しているが確認事蹟の記録の内容が明確でない者について、所得情報により納付猶予に該当する場合に、申請書を作成し、計659件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は発送している。

②佐原社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月15日の課内会議において、目標納付率の達成のため、担当課長が実施を提案し、了承を得た後、所長に報告し、了承された。

〔実施内容〕

平成17年12月に、免除の対象者に対し文書勧奨等をした者のうち、申請意思は確認しているが確認事蹟の記録の内容が明確でない者に対し、申請意思の確認を得たものとして、申請書を作成し、計417件の免除処理を行った。なお、承認通知書は発送している。

③松戸社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月中旬に、所得情報により明らかに免除等に該当する者の処理方法について検討していく中で、目標納付率の達成のため、次長、担当課長が実施を決定し、11月24日に所長の了承を得た。

〔実施内容〕

平成17年12月に、免除・納付猶予の申請意思は確認しているが確認事蹟の記録の内容が明確でない者に対し、申請意思の確認を得たものとして、申請書を作成し、計82件の免除処理を行った。なお、承認通知書は発送している。

④幕張社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年12月11日、強制徴収対象者の整理と12月の目標納付率を達成するため、次長と担当課長が、実施について協議し、所長の了承を得た。

〔実施内容〕

平成17年12月26日から28日かけて、強制徴収対象者のうち所得情報から免除に該当する者に対し文書勧奨・戸別訪問等を行ったものの反応のなかった者について、先行して計167件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は発送していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

④千葉社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月、事務局担当課長からの提案を受け、次長、担当課長が、上記(1)の文書を送付した者について同時期に並行して電話勧奨及び戸別訪問を行った際に納付猶予の申請意思確認が確実に取れた者について、申請書を代筆し、猶予処理することを決定。所長には事後に報告した。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年1月にかけて、計441件の猶予処理を行った(事蹟あり)。

②佐原社会保険事務所

〔経緯〕

- 平成17年11月、担当課長が、上記(1)の文書を送付した者について同時期に並行して電話勧奨及び戸別訪問を行った際に納付猶予の申請意思確認が確実に取れた者について、申請書を代筆し、猶予処理することを決定。所長に報告し、了承を得た。
- また、平成17年12月、担当課長の判断で、電話による免除勧奨中のやりとりの中で、本人から申請書の代筆を依頼され、担当職員が申請書を代筆し、免除処理を行った。また、所長は知らなかった。
- さらに、平成18年2月下旬、外国人研修生の免除申請漏れが明らかになり、外国人の手續を支援する団体から提出された免除希望者名簿に基づき、担当課長の判断により、免除処理を行った。所長には報告していた。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年2月にかけて、計234件の免除等処理を行った(事蹟なし 160件 事蹟あり 74件)。

③松戸社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月中旬頃、次長、担当課長が、上記(1)の文書を送付した者について同時期に並行して電話勧奨及び戸別訪問を行った際に納付猶予の申請意思確認が確実に取れた者について、申請書を代筆し、猶予処理することを決定。11月24日に所長の了承を得た。

〔実施内容〕

平成17年12月に、計14件の猶予処理を行った(事蹟あり)。

東京社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（墨田、中野 計2, 237件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（日本橋、八王子 計84件）

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①墨田社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年1月23日、長期未納者に対する効率的・効果的な免除対策等の必要性から、担当課長が提案し、所長が決定。

〔実施内容〕

平成18年1月から4月にかけて、長期未納者に対して、連絡がない場合は免除等申請することに同意していただいたものとして処理する旨の文書を送付し、連絡がなかった者のうち免除等に該当する者について、計2,114件の免除等処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

②中野社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年4月5日、再三の勧奨によっても面談できない免除対象者の年金受給権の確保のためとして、担当課長が提案したところ、所長が了解。

〔実施内容〕

平成18年4月に、連絡がない場合は免除処理を希望するとみなす旨の文書を配達記録郵便により送付し、文書の到達が確認できて回答のない者については免除等申請の意思があったものとみなして、計123件の免除等処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①日本橋社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月30日、電話による免除勧奨を担当していた次長が、被保険者本人の不利益になること、また、当月の実績に反映させるためとして、自らの判断で実施。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年11月30日、電話勧奨により申請意思を確認できたもののうち申請書がその後も未提出であった者について、次長が自ら申請書を代筆し、計18件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

②八王子社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月14日の所内課内会議において、担当課長が提案し、会議後、所長が了承。

〔実施内容〕

平成17年11月、平成18年2月及び3月に、電話による納付勧奨時に、免除申請を希望する者で、かつ来所等が困難で代筆による申請書の作成・提出を要請された者について、申請書を代筆し、計66件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

神奈川社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（横浜西 計1,087件）

※ 事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○横浜西社会保険事務所【(1)②；入力後取消型】

〔経緯〕

平成17年3月9日、10日、目標納付率の達成のため、所長が自ら実施。

〔実施内容〕

平成17年3月9日、10日、免除勸奨を行ったものの申請書が未提出の若年者について、先行して1,087件の猶予処理を行ったが、入力処理後、京都の事案の報道を受けて不適正な処理と判断し、3月15日、16日に全件の取消処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

新潟社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの(新潟西 計612件)

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(新潟西、三条、柏崎 計1,811件)

- ※ (1)については、事務局が事務処理誤りを行い、その事後対応について事務所が主導し、事務局が了承していた。
(2)については、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①新潟西社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年12月、短期間の中で戸別訪問により申請書を受理するための方策として、対象者から押印を得るための申請書の代筆作成とOCR帳票作成・入力支援を事務局に要請。
- 要請を受けた事務局は、事務所において戸別訪問により本人の確認印を得た者について手続きを進める認識の下、事務局事務センターにおいて、事務所からの連絡によりOCR帳票の入力を行ったが、事務処理誤りにより、未承認者分のOCR帳票も入力したことが判明。
- このため連絡を受けた事務所では取消処理を行ったが、事務局担当者との協議の上、申請書の受理の可能性の高い者については取消処理を行うことなく、個別訪問等による承認手続を進めていくこととした。
- 平成18年5月末時点で、計612件について、本人の申請意思を確認できなかった。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①新潟西社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月下旬、所内課内打合せにおいて、納付率を引き上げるためとして、実施を決定。その後、所長も了解し、所内職員に支援を要請。

〔実施内容〕

平成17年12月に、戸別訪問で面談できなかった者について、電話での申請意思の確認と申請書の代筆の同意を得て、計1,671件の免除等処理を行った(事蹟なし1,548件 事蹟あり 123件)。

②三条社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年2月下旬、所内担当職員の打合せにおいて、再三免除勧奨を行っても未申請の者の年金受給権の確保のためとして、担当課長が実施を指示。その後、所長が了解。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、電話による申請意思の確認と申請書の代筆の了解を得た上で、計108件の免除等処理を行った(事蹟あり)。

③柏崎社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年2月頃、三条事務所における電話による申請受付の実施を聞いた担当職員が、年金受給権の確保と目標納付率の達成に向けた取組として提案し、所長が実施を了承。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、電話により本人の申請意思が確認できた場合、申請書の代筆の了解を得て、計32件の免除等処理を行った(事蹟あり)。

山梨社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（竜王 計985件）

※ 事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○竜王社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成18年1月頃、年金受給権の確保や納付率の向上のためとして、担当課長が実施を決定。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成18年2月6日から23日にかけて、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、本人の意思確認を行わず、先行して計985件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

長野社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの(長野南、伊那、長野北 計172件)

※ 事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①長野南社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年7月中旬から平成18年3月までの間に、電話勧奨で接触できた者より事務所で作成して処理するよう依頼があったことから、年金受給権の確保及び利便性の向上を図るためとして、担当職員の判断で申請書を作成し、計102件の免除等処理を行った(事蹟なし)。所長は知らなかった。

②伊那社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年1月17日、所内対策会議において、被保険者の利便性、年金受給権の確保等を考慮し、所長が提案し、実施を決定。

〔実施内容〕

平成18年2月中旬以降、夜間等の電話による納付督促を行った際、免除申請の意思を確認し、申請書の代筆を依頼された場合に、本人の同意を得て申請書を代筆し、計5件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

③長野北社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年10月中旬から平成18年3月までの間に、電話勧奨で接触できた者より事務所で作成して処理するよう依頼があったことから、年金受給権の確保及び利便性の向上を図るためとして、担当課長らの判断で申請書を作成し、計15件の免除等処理を行った(事蹟なし)。所長は知らなかった。

岐阜社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（大垣 計742件）
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（岐阜南、大垣、美濃加茂 計907件）

- ※ (1) については、事務局が実施を主導し、事務局が了承。
(2) については、事務局が実施を了承。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①岐阜社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年12月頃、事務局年金課においては、再三戸別訪問や電話督促を行っても接触できない者に対し、所得情報を基に免除処理を行うこと（職権免除）について、検討課題の一つとして考えていた。
- 平成18年1月20日頃、大垣事務所担当課長から職権免除の周知文書を提示された事務局担当者は、文書を修正し、問題ない旨の回答した。また、同時期、事務局担当課長が、大垣事務所長に対し職権免除の実施を了承した。
- 事務局年金課は、平成18年1月30日の特別対策本部会議に向けて職権免除の実施を組織決定すべく、事前に局長に説明したが、局長は会議での提案を了承しなかった。しかし、特別対策本部会議の場において、事務局担当課長は、職権免除について、今後の検討課題として紹介した。
- 局長の意向については、大垣事務所に伝わっておらず、大垣事務所の実施状況の確認もしていなかった。

②大垣社会保険事務所【(1) ①；事後案内文書型】

〔経緯〕

- 平成17年12月中旬頃、担当課長は、長崎事務局での職権免除について情報を得ており、事務局内でも職権免除が検討課題となっていることを認識していた。
- 平成17年12月下旬頃、担当課長が、年金受給権の確保等のためとして、実施を提案し、所長が了承。

〔実施内容〕

平成17年12月末から免除申請書を作成し、平成18年1月から3月にかけて、再三の戸別訪問、電話勧奨においても、対応できない者について、本人の申請の意思を確認しないまま、計742件の免除処理を行った。なお、承認通知書に、免除を望まない場合の連絡先等の説明文書を同封し、送付している。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①岐阜社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年10月11日の大垣社会保険事務所に対するヒアリングにおいて、局長が、接触困難な未納免除該当者は、電話での免除申請の受付は許されるとの判断を示した。また、同年10月から平成18年1月にかけての国民年金特別対策本部会議においても、局長は同旨の見解を示した。

②岐阜南社会保険事務所

〔経緯〕

事務局の見解を踏まえ、平成18年2月2日の所内会議において、所長が実施を提案し、決定。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、電話により申請意思を確認し、申請書を作成することについて了承を得て、職員が代筆し、計72件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

③大垣社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月から夜間・休日の電話勧奨を実施したところ、代筆の希望が多かったことから、担当課長が実施を提案し、所長が了承。

〔実施内容〕

平成17年10月上旬以降、電話により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、計607件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

④美濃加茂社会保険事務所

〔経緯〕

事務局の見解を踏まえ、平成17年12月22日の所内会議において、所長が実施を提案し、決定。

〔実施内容〕

平成18年1月から4月にかけて、電話により申請意思を確認し、申請書を作成することについて了承を得て、職員が代筆し、計228件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

静岡社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(静岡、浜松東、浜松西、沼津、島田、三島、掛川 計18,250件)

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(静岡、浜松東、浜松西、沼津、三島 計453件)

※ (1) については、事務局が実施を主導。
(2) については、一部の事務所に対して事務局の了承があった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①静岡社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年10月28日の事務局国民年金特別対策会議において、浜松東事務所長から文書での意思確認により免除処理することについて提案があり、局長が了解し、他の事務所においても、できるところから進めることになった。
- また、平成17年11月29日の事務局臨時国民年金特別対策会議において、局長が各事務所長に対して、文書による職権免除を促した。
- 平成17年12月26日の事務局国民年金特別対策会議においては、局長から免除等は28日までに入力するよう指示があった。
- 管内9事務所中7事務所において実施。

②静岡社会保険事務所【(1)②；先行入力型、事前確認文書型（承認通知なし）】

〔経緯〕

- 12月末の目標納付率の達成が難しくなったため、局長からの指示を踏まえ、事務局担当者と所長、担当課長が協議した結果、先行入力後、免除勧奨を実施しても免除申請書を受理できない者について平成18年1月に全件取消しを行うことを前提に、所長が実施を決定。
- また、平成18年3月、納付率が期待していたほど上がらなかったこと、また、局長から所長に対し、実施を指示する趣旨の発言があったことから、所長と担当課長が協議し、期限を切った免除等申請意思確認文書を送付し、連絡がない者について免除処理を進めることを決定。なお、4月にも同様の処理を行った。

〔実施内容〕

上記の2つの方式により、平成17年12月、平成18年3月、4月に、計5,993件の免除処理を行った。なお、承認通知書は作成しなかったものと送付しなかったものがある。

③浜松東社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型、(1)②；①の一部を取消】

〔経緯〕

他県で電話勧奨又は文書勧奨による職権免除の方法が実施されていることを聞いた所長が、目標納付率の達成のため、平成17年10月28日の事務局国民年金特別対策会議で提案し、局長の了承が得られたことから、同年12月から実施することを決定。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年4月にかけて、「〇月〇日までに、ご連絡がない場合は免除申請を了解いただいたものとして手続を進める」という趣旨の期限を切った免除等意思確認文書を送付し、連絡のない者について、計842件の免除処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

④浜松西社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; ①の一部を取消】

〔経緯〕

- 平成17年12月20日、12月末の納付率の目標を達成するため、また、局長からの指示もあったため、所長が、納付猶予に該当する者について、先行して入力し、入力と平行して、平成18年1月6日までに連絡がなければ処理を進める旨の文書を発送することを決定。
- また、平成18年4月上旬、所得情報により免除に該当する者のうち申請書を受理していないものについては、3月末までに職権処理するようという事務局からの指示を踏まえ、所長が、期限を切った免除等申請意思確認文書を送付し、連絡がない者について免除等処理を行うことを決定。

〔実施内容〕

上記の2つの方式により、平成17年12月、平成18年4月に、計2,558件の免除等処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

⑤沼津社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; 事前確認文書型(承認通知なし)】

〔経緯〕

- 平成17年12月、10月・11月の事務局会議の結果を踏まえ、12月末の納付率の目標を達成するため、所長が、所得情報により免除に該当する者を対象に、先行入力し、期限を切った免除等申請意思確認文書を送付し、申出がない者の免除承認処理を行うことを決定。
- また、平成18年2月、3月末の納付率の目標を達成するため、所長が、所得情報により免除に該当する者を対象に、期限を切った免除等申請意思確認文書により勧奨を行い、申出がない者の免除処理を行うことを決定。

〔実施内容〕

上記の2つの方式により、平成17年12月から平成18年3月にかけて、計3,574件の免除処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

⑥島田社会保険事務所【(1)②; 入力後取消型】

〔経緯〕

平成17年12月中旬、他事務所で行っている文書等での免除申請意思確認による免除処理を進めるよう事務局からの強い指示があったことから、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月22日に、計464件の入力処理を行ったが、市町から「意思確認の進め方に問題がある」と指摘を受け、同月28日に全件取消処理を行った。

⑦三島社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; ①の一部を取消】

〔経緯〕

- 平成17年11月末、10月・11月の事務局会議の結果を踏まえ、所長が、所得情報により免除に該当する者を対象に、先行入力し、その後期限を切った免除等申請意思確認文書により勧奨を行い、申出がない者の免除処理を行うことを決定。
- また、平成17年12月から平成18年2月にかけて、所長が、所得情報により免除に該当する者を対象に、期限を切った免除等申請意思確認文書により勧奨を行い、申出がない者の免除処理を行うことを決定。

〔実施内容〕

上記の2つの方式により、計3,964件の免除処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

⑧掛川社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; ①の一部を取消】

〔経緯〕

平成17年12月初旬、10月・11月の事務局会議の結果を踏まえ、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月、平成18年2月から3月にかけて、所得情報により免除に該当する者を対象に、期限を切った免除等申請意思確認文書により勧奨を行い、申出がない者について、計855件の免除処理を行った。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

① 静岡社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年4月、担当課長が実施を決定。所長は承知していなかった。

〔実施内容〕

平成18年4月26、27日に、電話督促により本人の申請意思が確認できた者について、計34件の事前入力を行った（事蹟なし）。その後、申請書を受理した者については事前入力した記録を取消後、申請免除の入力処理を行い、未提出者については記録取消処理を行った。

② 浜松東社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月初め頃、他県の取組情報（具体的な事務局名は不明）を聞いたとす所長と次長、担当課長で収納対策を協議し、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年4月にかけて、電話による納付督促において、納付困難な者については、免除等の申請意思を確認の上、職員が申請書を代筆し、計286件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

③ 浜松西社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

県内の他の事務所の取組情報を得た所長が、平成17年12月と平成18年2月に、電話で本人の了解を得て、所長自ら申請書の代筆を行い、計27件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

④ 沼津社会保険事務所

〔経緯〕

県内の他の事務所の取組情報を得たことから、平成17年10月頃の所内収納対策会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月に、電話で申請意思を確認して、職員が申請書を作成し、計55件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

⑤ 三島社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月、電話納付勧奨の応援に来た事務局担当官が被保険者からの代筆要望に対応したことにより、本人から強く依頼された場合に限り、本人の申請意思を確認し、申請書を代筆し、免除等処理を行うこととなった。所長は実施を承知していた。

〔実施内容〕

平成17年10月、計51件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

愛知社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(大曾根、鶴舞、笠寺、熱田、昭和、名古屋北、半田、刈谷、豊田 計1,652件)

※ 一部の事務所について、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①愛知社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年11月24日の所長会議において、事務局担当官が、所得情報の提供を受けることができた名古屋市内の事務所限定して、所得情報により免除等が確定している未納者に対する勧奨業務において、申請書の電話受付を差し支えないものとする旨の発言をし、更に、当該会議終了後、実施を前提とした事務連絡文書をFAXで当該市内の事務所に送付した。
- しかし、会議終了後、局長から発言の撤回の指示を受け、発言を取り消すことになり、翌日、事務連絡文書を破棄することを指示するFAXを当該市内の事務所に送付した。結果として、FAX送付の対象外の事務所長については、所長会議での発言の取消が徹底されないことになった。(ただし、事務局のFAXがあるよりも以前に、熱田、昭和の各事務所においては実施を決定済み。)

②大曾根社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月末の所内会議において、納付率の向上と年金受給権の確保のため、所長が担当課長に対し、実施を指示。なお、事務局からの「取消」のFAXについては承知していなかった。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年4月にかけて、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、電話により申請意思を確認して、代筆の同意を得て、職員が申請書を代筆し、計334件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

③鶴舞社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年12月26日、所長が担当課長と協議し、実施を決定。なお、事務局からの取消のFAXは承知していなかった。

〔実施内容〕

平成17年12月に、電話により免除の申請意思及び所得調査への同意が確認できた者について、申請書の提出を依頼し、申請書の提出のない場合に、申請書を代筆し、計75件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

④笠寺社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の事務局からの指示を踏まえ、12月末目標の達成のため、同日の所内役付会議において、実施を決定。なお、事務局からの「取消」のFAXについては見落としていた。

〔実施内容〕

平成17年12月に、所得情報により免除に該当する者に対して、電話による届出勧奨を行う際に本人の申請意思の確認と申請書の作成同意を得た場合に、申請書を代筆し、計197件の免除等処理を行った(事蹟なし 90件 事蹟あり 107件)。

⑤熱田社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月31日の所内会議において、年金受給権の確保のためとして、所長が実施を指示。なお、事務局からの「取消」のFAXについては承知していた。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年1月にかけて、所得情報により免除に該当する者に対して、電話により申請意思を確認できた場合、職員が申請書を代筆し、計494件の免除等処理を行った（事蹟なし 199件 事蹟あり 295件）。

⑥昭和社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月9日所内会議において、社会保険大学校で研修を受けた職員から愛媛で電話受付を行っているという情報を聞いた担当課長が、実施を提案し、所長が了承。なお、事務局からの「取消」のFAXについては承知していなかった。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、電話勧奨により本人又は納付義務者から申請の意思確認が取れた場合に、申請書を代筆し、計268件の免除等処理を行った（事蹟なし 117件 事蹟あり 151件）。

⑦名古屋北社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の事務局からの事務連絡を踏まえ、実施の準備をしていたので、事務連絡の取消後も、厳しいノルマ達成の指導もあり、課内会議で実施を決定。なお、年末に事務所に来訪した事務局担当者から、黙認を示唆する発言があった。

〔実施内容〕

平成17年12月に、年末にかけての電話納付督促の際、本人の申請意思と申請書の代理作成の了解を得て、申請書を代筆し、計20件の免除等処理を行った（事蹟なし 18件 事蹟あり 2件）。

⑧半田社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の所長会議での事務局からの発言及びその後の事務局担当課からの指示を踏まえ、年金受給権の確保と年末の納付率アップのためとして、同月29日の所内会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年12月に、電話勧奨において本人の承諾を得て、申請書を代筆し、計176件の免除等処理を行った（事蹟なし 16件 事蹟あり 160件）。

⑨刈谷社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年12月上旬に、事務局から支援のため派遣された職員から、電話により相手の意思を確認し、代筆の了解を得られた者について、申請書を代筆し、免除処理を行うことは可能であるとの話があったことから、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月に、計78件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

⑩豊田社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年12月上旬、事務局や他の事務所の職員との会話の中で、電話により申請意思を確認する方法を聞いていた所長が、担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年2月にかけて、所得情報から免除に該当する者に対して、電話により十分な説明を行い、本人の申請意思を確認できた場合に、申請書を代筆し、計10件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

三重社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(津、四日市、松阪、尾鷲、伊勢 計15, 259件)

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①三重社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年11月11日の臨時所長会議において、事務局担当課長から、所得情報に基づく免除勸奨対象者のうち、確実に免除に該当すると思われる者について、意思確認の文書を送付後、納付する予定などにより免除を希望しない者を除き、意思確認ができたものとして、免除等の処理を行うことについて提案があり、局長、各所長らが実施することを決定。
- 実際の事務処理は、所長会議の決定に従い、
 - ・ 各事務所において、対象者の抽出、意思確認文書（期日までに連絡がなければ免除の準備を進める旨記載）の作成・送付、申請書の作成、市町村への協力依頼を行い、
 - ・ 事務局において、申請書に基づきOCR帳票を作成し、
 - ・ 事務局事務センターにおいて、OCR入力処理を行い、免除承認通知書を発送した。
- なお、平成17年4月から6月分の承認通知書については、事務所で送付することとされていたが、被保険者が混乱するのではないかと事務局からの指導があり一部の事務所の管轄区域を除いて送付していない。

②各社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型、(1)②；事前確認文書型（承認通知なし）】

〔経緯・実施内容〕

所長会議の決定であることから、決定に従い、所長が職員に対して上記の事務処理を行うよう指示し、実施。

滋賀社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（大津、彦根、草津 計268件）

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①滋賀社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月24日の国民年金対策本部会議において、局長から、免除対策の一環として、「電話での意思確認等による申請書の代筆」の提案があり、局次長、担当課長以下会議出席者に対し、実施マニュアルを作成し、全職員の支援で実施するよう指示。実施マニュアルは12月2日に各事務所にメールで送付された。

実施マニュアルに基づき、全事務所において実施。

②大津社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の会議を踏まえ、平成17年11月末、所長が所内収納対策会議で伝達及び指示し、実施マニュアルに基づき実施。

〔実施内容〕

電話勧奨の際に、「申請書を提出する」等の回答する者がほとんどで、効果がなかったため、12月中旬頃で中止（計6件は事務局支援分、事蹟あり）。

③彦根社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の会議を踏まえ、平成17年11月末、所長が担当課長に指示し、実施マニュアルに基づき実施。

〔実施内容〕

平成17年12月以降、電話により申請意思を確認の上、本人・納付義務者の同意を得て、職員が申請書を代筆し、計94件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

④草津社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月24日の会議を踏まえ、平成17年11月末、所長が担当課長らに指示し、実施マニュアルに基づき実施。

〔実施内容〕

平成17年12月以降、電話により申請意思を確認の上、本人・納付義務者の同意を得て、職員が申請書を代筆し、計168件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

京都社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(上京、中京、下京、京都南、京都西 計16,853件)
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(下京、京都南 計168件)

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①京都社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 目標納付率の達成のため、担当課長が、「職権免除」の方法を発案し、平成17年12月15日頃、京都市内各所長の了解を取り付けて実施を決定。その際、局内の上司に相談せず、課内でも協議を行わず、独断で職員に指示を行った。
- 実際の事務処理は、
 - ・ 事務局において、京都市から提供された所得情報に基づき該当者を抽出し、免除勸奨状を発送し(12月5～7日)、
 - ・ 共同事務センターにおいて、OCR帳票の作成、入力処理を行った(12月19日)後、
 - ・ 事務所に入力結果と承認通知書を送付し、納付意思を示している者の取消と引き抜きを行わせた上で、
 - ・ 共同事務センターから1事務所を除き、承認通知書に免除を希望しない場合は取消を行う旨を記載した文書を同封して送付(1月20日及び25日。京都西分は、上記取消と引き抜きを行った者以外は、申請書の提出を求め、申請書の提出があった後に、再審査のうえ承認通知書を送付することとしたため、送付していない。)

②各社会保険事務所【(1)①; 事後案内文書型、(1)②; 入力後取消型】

〔経緯・実施内容〕

事務局担当課長の指示により上記の事務処理を行っているものの、主体的に関与していない。

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①下京社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成18年4月、不適正な免除処理を行った者に対してお詫びと免除申請書の提出依頼を実施した際に、一部電話で免除勸奨を行った中で、申請書をどう書いていいかわからない等の話があり、担当課長が、以前事務局担当課長から電話による申請受付の手法について聞いたことを思い出し、本人の申請意思を確認して、計7件の申請書を代筆し、免除処理を行った(事蹟なし)。所長は了承していた。

②京都南社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年1月27日の事務局特別対策本部会議において電話による免除申請の意思を確認して職員が申請書を作成する手法が話題となったことがきっかけとなり、所長が、担当次長及び担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年2月3日から15日の間、電話勸奨の際に、申請意思が確認できた者について、区役所及び市町村に申請書が提出済みか否かを確認した上で、未提出者の場合に申請書を代筆し、計161件の免除等処理を行った(事蹟なし)。

大阪社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
(大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、天王寺、八尾、平野、貝塚、堺東、東大阪、守口、堺西 計71,392件)
- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、天王寺、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺東、吹田、堺西 計9,956件)
- ※ (1)については、一部の事務所について、事務局が実施を主導。
(2)については、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの
①大手前社会保険事務所【(1)②；事前確認文書型（承認通知なし）】

〔経緯〕

平成18年2月下旬に、事務局担当課長から、今里事務所の手法の情報を聞いた前所長が、納付率の向上と年金受給権の確保のためとして、平成18年3月9日の所内国民年金特別対策会議において、実施を決定。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、免除勧奨文書を送付又は投函し、免除を希望しない者以外の者の申請書を作成し、計3,485件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は、現所長が、この取扱いに疑義があると考え、送付を保留した。

- ②堀江社会保険事務所【(1)②；事前確認文書型（承認通知なし）】

〔経緯〕

平成18年2月14日の所内国民年金収納対策本部会議において、2月上旬に市岡事務所長から市岡事務所の取組を聞いた所長が、年金受給権の確保の観点から提案し、担当課長に指示。なお、事務局担当課長にこの手続を始める旨の報告をし、了解を得ている。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、30歳未満で電話等による勧奨を実施するも申請のない者について、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、再度勧奨文書を送付し、回答のない者については、申請書を作成し、計2,841件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付する予定であったが、不適正な処理であることが明らかになったため、送付していない。

- ③市岡社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年2月1日の所内国民年金特別対策本部会議において、天王寺事務所の担当課長から、今里事務所の事例について情報提供を得た担当課長が提案し、所長が実施を決定。なお、案内文書の文面について事務局担当者に指示を仰いでいる。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、平成17年11月から12月の間に収納対策として実施した30歳未満の者に対する戸別訪問・電話督促の際、不在であった者に対して、納付猶予の案内文書を送付し、希望しないとの回答がない場合に、本人の意思確認があったとして、計3,501件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

④天満社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年2月下旬、所内事務打ち合わせ会議において、3月末の目標納付率の達成のためとして、所長が担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年3月に、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、申請書を作成し、計1,241件の免除処理を行い、その後、免除手続を開始すること及び希望しない場合は取消処理を行う旨の意思確認文書を送付した。なお、取消分を除き承認通知書は送付している。

⑤淀川社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年2月上旬、所内対策本部会議において、年金受給権の確保と平成17年度目標納付率の達成のためとして、所長が提案し、その場で決定。なお、実施に当たり、免除勧奨と意向確認に関する送付文書の文言について事務局担当官に照会し、文言修正等の助言を得ている。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、免除勧奨実施後も申請が確認できない者について、意向確認文書を送付し、期限までに希望しないとの回答があった者を除き、申請希望ありとみなして申請書を作成し、計7,320件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

⑥今里社会保険事務所【(1)①; 事前確認文書型、(1)②; ①の未送付分】

〔経緯〕

平成17年11月中旬、所長が、事務局担当官が検討していた文書により意思確認を行う免除申請手続き方式の雛形を入手し、独自の文書を考案し、11月下旬、所内国民年金保険料収納対策会議において、収納率の改善目標の達成と年金受給権の確保のためとして、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年4月にかけて、未納期間19月以上で20歳代の被保険者に納付猶予の手続案内を投函又は郵送し、納付猶予の申請意思なしとの連絡がない者について、申請書を作成し、計2,157件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付しているが、不適正な処理であることが明らかになったため、4月27日入力の205件については送付を見合わせた。

⑦福島社会保険事務所【(1)②; 事前確認文書型(承認通知なし)】

〔経緯〕

平成18年2月16日の西ブロック対策本部において、市岡事務所長から情報を得て、同年3月15日の所内対策会議において、未納者の年金受給権の確保の観点から、所長が指示。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、所得情報に基づき、納付猶予が見込まれる者について、勧奨文書を送付の上、未回答者は本人の意思が確認できたものとして、計649件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付する予定であったが、不適正な処理であることが明らかになったため、送付していない。

⑧城東社会保険事務所【(1)①; ②の送付分、(1)②; 事前確認文書型(承認通知なし)】

〔経緯〕

- 平成17年12月上旬、局への予算要求時に事務局担当者から天王寺事務所の方式について提案を受け、また、同月の東ブロック対策本部会議後に、今里事務所長からも情報提供を受けた。その後、担当課長同士で連絡を取り合った。

- 平成17年12月下旬に所長が担当課長に指示し、一部先行実施した後、平成18年1月19日の所内対策本部会議において、年金受給権の確保と目標納付率の達成のためとして、実施を決定し、所長が指示。
- 京都の免除手続が新聞で報道された際に、事務局にこの事務処理を進めてよいか問い合わせたところ、京都と異なり本人の申請意思の確認をしているので、「問題なし」との回答を得ている。

〔実施内容〕

平成18年2月から3月にかけて、30歳未満の本人所得が57万円以下の未納者に対して、納付猶予の勸奨状を送付し、電話勸奨等をして申請のない者について意思確認をしないまま、事務所において申請書を作成し、計2,350件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付する予定だったが、不適正な処理であることが明らかになったため、一部を除き送付していない。

⑨天王寺社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型、事後案内文書型】

〔経緯〕

- 大阪市以外の市町村対策として、平成17年11月7日の所内収納対策会議において、所得情報を基に文書勸奨後、未申請者に対し「猶予を希望しない場合は、連絡ください。」という内容の独自の猶予承認通知を送付し、本人の意思確認をしないで、納付猶予の入力処理を行うことについて、事務局年金部の了承を得られれば実施する旨を決定し、所長が事務局年金部に報告し、了承を得た上で、担当課長に実施を指示。
- また、大阪市対策として、平成18年1月下旬、事務局担当官から今里事務所における手法の情報を得た担当課長が、それを参考に、意思確認文書を送付することにより、連絡がない者について、意思確認をしたとして、申請書を作成し、納付猶予の入力処理を行うことを提案し、所長が承認し、実施を指示。

〔実施内容〕

これらの方式により、平成17年11月中旬から平成18年3月にかけて、計9,114件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

⑩八尾社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型、(1) ②；先行入力型】

〔経緯〕

- 平成17年12月5日、目標納付率の達成のためとして、所長が、次長、担当課長に説明し、実施を決定。
- また、所長は、平成18年1月頃、府内の他の事務所からお知らせ文書による勸奨について情報を得たことから、事前にお知らせ文書を送付することを担当課長に指示。

〔実施内容〕

平成17年12月及び平成18年4月に、所得情報に基づき、免除・猶予該当者を抽出し、本人の意思確認を行わず、計4,167件の猶予処理を行った。なお、承認通知書は、事後に戸別訪問等で申請書を受理した取消分を除き送付している。

⑪平野社会保険事務所【(1) ①；事後案内文書型】

〔経緯〕

平成17年12月26日、次長が、12月の改善目標の達成、年金受給権の確保等のためとして、実施を提案し、所長が了承し、実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年12月に、平成16年度全額免除者に対し、戸別訪問・電話勸奨・文書勸奨の結果、本人と連絡が取れない者について、本人の承諾なしに免除申請書を作成し、計203件の免除処理を行い、所得確認の上、免除を希望しない場合は取消を行う旨を付記した免除承認通知書を送付した。

⑫貝塚社会保険事務所【(1) ①; 事後案内文書型】

〔経緯〕

平成17年11月22日の南ブロック対策本部会議において、天王寺事務所長から効果的であると聞き、同月の所内収納対策本部会議において、年金受給権の確保等のためとして、所長が実施を指示。なお、同月に事務局担当者に相談している。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、所得情報に基づき、納付猶予が見込まれる者について、本人の意思確認を行わず、職権で計1,263件の猶予処理を行い、その後、免除を希望しない場合は取消を行う旨を付記した承認通知書を送付した。

⑬堺東社会保険事務所【(1) ①; 事後案内文書型】

〔経緯〕

平成17年11月中旬、所内国民年金収納対策本部において、次年度以降の経費・労力の削減及び年金受給権確保の観点から、次長が提案し、所長が実施を決定。なお、平成17年11月頃、事務局担当課に実施について確認し、内諾を得ている。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年4月にかけて、免除基準に該当する者に対し、文書勧奨・戸別訪問・電話勧奨を実施した後、申請書の未提出者を対象に、本人からの申請がないまま、計19,996件の免除等処理を行い、その後、免除等を希望しない場合は取消を行う旨を付記した承認通知書を送付した。

⑭東大阪社会保険事務所【(1) ②; 先行入力型】

〔経緯〕

目標納付率の達成のための方法を検討していたところ、平成17年11月中旬、所内会議において、担当課長から提案があり、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、所得情報に基づく納付猶予該当者について、先行して計6,414件の猶予処理を行った。なお、処理後、文書、電話、戸別訪問による届出勧奨を実施し、届出のあった者について入力を取り消し、正規の承認手続を行い、未届の者については取り消すこととしていた。承認通知書は作成していない。

⑮守口社会保険事務所【(1) ①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月中旬、所内国民年金担当課内対策検討会及び所内国民年金対策本部会議を経て、所長が実施を決定。なお、事務局には郵便料等の経費の交付について了承を得ている。

〔実施内容〕

平成18年1月から3月にかけて、所得情報に基づき免除が見込まれる者のうち、各種勧奨によっても未申請となっている者に対して、申請意向確認文書を送付し、一定期間経過後に審査を希望しないとの連絡があった者を除き、本人からの申請書を受理しないまま、計5,919件の免除処理を行い、「不明な点があれば連絡をいただきたい」旨を記載した承認通知書を送付した。

⑯堺西社会保険事務所【(1) ①; 事前確認文書型】

〔経緯〕

平成18年2月15日の南ブロック会議の意見交換の中で、事務局担当者から他事務所での実施の情報を得た所長が、同月16日の所内収納対策打ち合わせ会議において、年金受給権の確保の観点から提案し、実施を指示。

〔実施内容〕

平成18年4月に、所得情報から納付猶予に該当すると見込まれる者のうち、戸別訪問を行っても面談できなかった者に対し、納付猶予の手続を行う旨の文書を投函又は郵送し、計772件の猶予処理を行い、承認通知とともに納付猶予を希望しない場合の連絡先等の説明文書を送付した。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①大阪社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 事務所から効率的かつ効果的な対策を事務局において策定するよう要望もあったことから、平成17年11月16日、事務局担当課において、電話による勧奨の方が戸別訪問よりも接触率が高いことに着目し、電話により本人又は配偶者に了承を得て、職員が申請書を代筆し、所得情報を確認後、免除等の手続を行うことを決定。
- 同月18日に、担当部長の決裁を受け、担当課長名で、大阪市を管轄する社会保険事務所に事務連絡を発出し、大阪市外を管轄する社会保険事務所にも参考情報として周知。

②大阪市を管轄する社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月18日付けの事務局からの事務連絡を踏まえ、平成17年11月以降、電話により本人の申請意思を確認し、免除等の処理を行った。

③大阪市外を管轄する社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月の各ブロック会議の場において、事務局から大阪市を管轄する社会保険事務所に対する事務連絡の内容について紹介があったことなどから、それらを踏まえ、東大阪、守口、豊中及び枚方以外の事務所において、平成17年11月以降、電話により本人の申請意思を確認し、免除等の処理を行った。

兵庫社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（尼崎 計12,169件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
（尼崎、明石、豊岡、西宮 計212件）

- ※ (1) については事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。
(2) については、事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①尼崎社会保険事務所【(1)②；先行入力型、入力後取消型】

〔経緯〕

平成17年12月中旬、所内収納対策本部会議の幹部会において、納付率の年度末組織目標及び平成19年度末の目標の達成のため、所長が提案し、実施を決定。

〔実施内容〕

- 平成17年12月から平成18年2月にかけて、免除・猶予に係る文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問を実施後、未接触者を対象に、事後に再度勧奨し、申請書を取ることで、先行して計12,169件の免除の入力処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。
- 平成18年2月17日、不適正な処理を行っていることに気づいた事務局から指示を受けて、同月13日及び14日に入力した6,049件を取り消したが、その後、同月27日に再び先行入力を行った。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①兵庫社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 近畿各府県での取組状況の情報をもとに、年度末に向けた収納対策を、平成18年1月6日の所長会議、同月13日の社会保険事務所業務次長・国民年金課長等会議、同月27日の事務局国民年金対策本部で検討する中で、電話での免除申請の受付を検討したが、結論がまとまらなかった。
- このため、実施する上での考え方を事務局が整理し、平成18年1月31日に、各事務所長に対し、事務局年金課長名の文書を示した。
最終的な実施の判断については、市町との調整を要するため、事務所において行われた。

②尼崎社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年2月上旬の所内会議において、所長が、納付率の年度末組織目標及び平成19年度末の目標の達成のため、事務局年金課長名の文書を踏まえ、実施を決定。

〔実施内容〕

平成18年2月から4月にかけて、事務局からの支援も受けて、所得情報に基づき確実に免除に該当すると思われる者について、電話で申請意思の確認を行い、計169件の免除処理を行った（事蹟あり）。

③明石社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成18年3月に、通常の電話督励分を事務局に協力要請したところ、事務局職員が、同時期に尼崎事務所分についても協力していたことから、明石事務所分についても事務局職員が電話による申請受付を行ってしまった（計4件（事蹟あり））。

④豊岡社会保険事務所

〔経緯〕

事務所として電話督促件数と納付猶予の申請者が少ないことから、事務局年金課長名の文書に基づき、平成18年3月上旬に、課長が提案し、実施を決定。同月10日、所長の了承を得て、職員に指示した。

〔実施内容〕

平成18年3月から4月にかけて、所得情報に基づき確実に免除に該当すると思われる者について、電話で申請意思の確認を行い、計35件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

⑤西宮社会保険事務所

〔経緯〕

平成18年3月16日、所内収納対策会議において、事務局の支援により実施することを決定。目標収納率の達成率が低く、電話勧奨等具体的な対策を検討したが、事務所のみでは対応が無理と判断し、事務局へ業務支援を要請した。

〔実施内容〕

平成18年3月から5月にかけて、事務局において、所得情報に基づき確実に免除に該当すると思われる者について、電話で申請意思の確認を行い、計4件の免除処理を行った（事蹟あり）。

奈良社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（奈良 計233件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（奈良 計96件）

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○奈良社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年12月上旬の所内会議で担当課長の提案を受けて、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月13日と14日に、所得情報に基づき免除が見込まれる者について、先行して233件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

○奈良社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月中旬の所内会議で担当職員の提案を受けて、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年1月にかけて、被保険者から免除等の申請書の代行作成の承諾が得られたときは、申請書を代筆し、計96件の免除等処理を行った（事蹟あり）。

島根社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（浜田 計4件）

※ 事務所が実施（事務処理誤り）を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○ 浜田社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

- 平成18年2月上旬、担当課長の指示により、短期在留外国人について再入国する可能性があることから、事業主を通じて勧奨を行うことを考え、平成16年度免除申請者で平成17年7月以降に未納があり、過去1年間に入国していると思われる者を抽出し、本人のサインを求めるための免除申請書を作成した。
- 勧奨の準備を進める中で、一部の事業所が社会保険労務士の受託事業所であることが判明し、直接、事業主へ勧奨を行うことができないと考え、具体的な方法を決められず、申請書は保管したままとなった。その後、申請書は管理の不徹底から平成18年2月末頃に誤って一般の申請書に紛れ、3月7日に4件（33件入力処理が行われたがうち29件は出国済）の免除の入力処理が行われていたことが、6月6日になって判明した。

愛媛社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

(松山西、宇和島、松山東 計4,998件)

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

(松山西、今治、宇和島、松山東 計2,046件)

※ (1) については、事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

(2) については、一部の事務所に対し、事務局の了承があった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①松山西社会保険事務所【(1)②；単純型】

〔経緯・実施内容〕

平成17年12月、担当課長の判断により、目標納付率の達成のためとして、長期間県外等に滞在している者及び死亡者について、申請書を作成せずに、担当課長自らが計16件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

②宇和島社会保険事務所【(1)②；単純型】

〔経緯・実施内容〕

平成17年10月から平成18年3月にかけて、担当係長の判断により、戸別訪問や勧奨電話をしても不在であった者について、本人の意思を確認せずに、担当係長自らが計10件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

なお、このうち、職員が手持ちの印鑑で申請書に押印をしたものがあった(5件(平成17年度分))。

③松山東社会保険事務所【(1)①；事前確認文書型、(1)②；事前確認文書型(承認通知なし)】

〔経緯〕

平成17年10月中旬の所内会議において、年度末の目標納付率の達成に必要な免除件数を確保するための対策を協議する中で、所長が実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年1月にかけて、所得情報により確実に免除に該当する者について、先行して計4,972件の免除処理を行い、入力処理後、希望しない場合は連絡するよう求める内容のはがきを送付。なお、承認通知書は、一部を除き送付している。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①松山西社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年10月、担当課長が事務局担当者と収納対策について協議する中で電話による勧奨が話題となり、その後、課内の打ち合わせ会で、担当課長が実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年10月上旬から、電話で本人の意思確認を行った場合に、申請書を代筆し、計218件の免除等処理を行った(事蹟なし 51件 事蹟あり 167件)。

②今治社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年9月中旬、松山東事務所における電話による免除処理を参考に、担当課長が実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年9月頃から、電話で本人の意思確認を行った場合に、申請書を代筆し、計180件の免除等処理を行った（事蹟なし 73件 事蹟あり 107件）。

③宇和島社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年7月、事務局担当者との協議の中でヒントを得た担当課長が、実施を指示。所長は知らなかった。

〔実施内容〕

平成17年7月下旬から、電話で本人の意思確認を行った場合に、申請書を代筆し、計119件の免除等処理を行った（事蹟なし 117件 事蹟あり 2件）。

なお、このうち、職員が手持ちの印鑑で申請書に押印をしたものがあった（2件（平成17年度分））。

④松山東社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年8月頃、全所体制での電話勧奨を行う際に、担当課長が所長に相談し、本人から依頼があった場合には、電話で免除処理する方針を決定。

〔実施内容〕

平成17年9月から、通常の電話による納付督促や免除勧奨の際に、本人からの依頼により、職員が免除申請書を代筆し、計1,529件の免除等処理を行った（事蹟なし 214件 事蹟あり 1,315件）。

高知社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(高知東、幡多、南国、高知西 計979件)

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①高知社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月11日の事務局国民年金特別対策本部会議において、事務局担当者から、免除対象者に戸別訪問を行っても本人と面談できない場合、電話勧奨を行い、本人及び家族から免除等の申請の同意が得られたものについて、職員が申請書を代筆し、免除等処理を行うことについて提案があり、その場で決定し、各所長へ指示が行われた。この結果、全事務所において実施。

②高知東社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月11日の会議を踏まえ、同月14日の所内国民年金対策会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年5月にかけて、計322件の免除処理を行った(事蹟あり)。

③幡多社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月11日の会議を踏まえ、同月14日の所内国民年金特別対策会議において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年3月にかけて、計273件の免除処理を行った(事蹟あり)。

④南国社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月11日の会議を踏まえ、同月14日の所内会において、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成17年12月にかけて、計141件の免除処理を行った(事蹟あり)。

⑤高知西社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月11日の会議を踏まえ、同月14日に所長が担当課長に実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年3月にかけて、計243件の免除処理を行った(事蹟あり)。

佐賀社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの（佐賀、武雄 計1,690件）

※ 事務局の了承があった。

2. 経緯・実施内容

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①佐賀社会保険事務所

〔経緯〕

文書勧奨や戸別訪問を実施してもなかなか申請に結びつかない状況から、平成17年11月、12月末の目標納付率の達成のため、所長が実施を提案し、武雄事務所における取組情報も踏まえ、実施を決定。また、事務所の定例会議に事務局職員が出席するなどして、事務局は実施の事実を知っていた。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年3月にかけて、所得情報に基づき、全額免除、納付猶予に該当すると思われる者について、電話で本人又は両親の承諾を得て、代筆により申請書を作成し、計1,296件の免除等処理を行った（事蹟なし 57件 事蹟あり 1,239件）。

②武雄社会保険事務所

〔経緯〕

- 平成16年夏頃から、被保険者本人からの依頼に職員が応じることにより、申請書の代筆が行われていた。
- 平成17年11月、度重なる勧奨にもかかわらず免除等の申請をせず、未納となっている者が多い中で、将来の年金受給権の確保の観点から、担当課長が実施を指示。所長は知らなかった。また、事務局が支援を行った際に、事務局職員が申請の電話受付を行うこともあった。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年4月にかけて、所得情報に基づき確実に免除に該当すると思われる者について電話で意思確認を行い、申請意思が確認できるものについて、計394件の免除等の処理を行った（事蹟あり）。

長崎社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（長崎北、諫早 計7, 747件）

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①長崎社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月10日に開催した緊急所長会議において、長崎北事務所長が収納対策の一つとして、所得情報に基づき免除・猶予に確実に該当する者に対し、意思確認のための文書を送付し、回答がなかった者について、免除・猶予の処理を行う手法を報告し、市町の理解、所得情報の精度など条件の整った事務所で実施していくことを会議で確認した。

②長崎北社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型】

〔経緯〕

納付率が思わしくない中で、特に離島等の遠隔地の被保険者への接触に苦慮していたため、他県（具体的な事務局名は不明）の取組を参考にして、「文書による意思確認」の手法を平成17年11月10日の所長会議に報告し、実施を決定されたものと認識し、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年1月にかけて、所得情報に基づき免除基準に該当する者について、免除を希望しない場合はその旨連絡するよう求める意思確認文書を送付し、回答がなかった者について、計3, 059件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

③諫早社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型、(1) ②；単純型】

〔経緯〕

- 平成17年10月中旬に長崎北事務所から検討内容を聞いており、その後、長崎北事務所での実施が決定したこともあり、11月22日に来所した事務局次長に指示を仰いだところ、長崎北事務所における具体的方法の情報提供を受け、実施については事務所で判断するよう回答されたため、事務局の了解を得たものと認識し、所長の判断により、実施を決定。
- また、平成18年1月に、目標納付率の達成のためとして、担当課長が、所得情報に基づき免除基準に該当する者の意思を確認せずに免除等処理を行うことを所長に提案し、了承を得た。

〔実施内容〕

- 平成17年12月から平成18年1月にかけて、所得情報に基づき免除基準に該当する者について、免除を希望しない場合はその旨連絡するよう求める意思確認文書を送付し、回答がなかった者について、計3, 824件の免除処理を行なった。なお、承認通知書は送付している。
- 平成18年1月から2月にかけて、所得情報に基づき全額免除に該当する者や平成16年度学生納付特例該当者のうち平成17年4月から6月までの間未納である者について、本人の意思を確認することなく、計864件の全額免除又は納付猶予処理を行った。なお、承認通知書は送付していない。

熊本社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
(熊本東、熊本西、八代、本渡、玉名 計2, 132件)

※ 事務局が実施を主導。

2. 経緯・実施内容

- (2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①熊本社会保険事務局

〔経緯・実施内容〕

- 平成17年11月中旬、目標納付率の達成等の事務連絡を受け、事務局担当課長が、他事務局で実施していることを参考に、電話により本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行うことを次長に相談し、局長に提案したところ、ア. 必ず明確な事蹟を残し、市町村の了解が得られた場合にのみ実施すること、イ. 各事務所には強制しないこと、という条件で了承。
- これを受け、次長及び担当課長が各事務所に出向き、所長出席による所内会議で指導した。(なお、熊本西事務所は、既に実施していた。)

②熊本東社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月16日の所内対策会議において、事務局次長から実施の指示があったが、担当課長ほか数人の職員が反対したため、事務局職員が電話勧奨及び申請書代筆の支援を実施。

〔実施内容〕

平成17年11月、12月及び3月に電話勧奨を実施した際、事務局支援分について、事務局職員が計34件の免除処理を行った(事蹟あり)。

③熊本西社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年6月9日、所内国民年金業務推進会議において、担当課長が、実施を提案し、その場で決定。なお、その場に事務局職員も出席していた。その後、平成17年11月の事務局特別対策本部会議の後、事務局担当官から了承の回答を得た。

〔実施内容〕

平成17年7月中旬から平成18年3月中旬にかけて、電話による免除勧奨を行い、電話による免除の受付ができる旨を伝え、免除申請の同意が得られた者について、免除申請書を代筆し、計1,910件の免除処理を行った(事蹟なし 1,460件 事蹟あり 450件)。

④八代社会保険事務所

〔経緯・実施内容〕

平成17年11月14日の所内連絡会議において、事務局次長から実施の指示があったが、この方法を行わないことを会議の中で確認した。しかしながら、平成17年12月9日、担当官が、目標納付率の達成のため、独自の判断で、電話により免除申請を受け付け、申請書を代筆し、計7件の免除処理を行った(事蹟あり)。所長は知らなかった。

⑤本渡社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月15日の所内業務推進会議において、事務局次長から指示があったことから、翌日、所長が実施を指示。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、電話により申請意思を確認して、申請書を代筆し、計146件の免除処理を行った（事蹟あり）。

⑥玉名社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月15日の所内国民年金収納対策会議において、事務局出席者から電話による意思確認で免除処理を実施することについて指示があり、納付率の向上と年金受給権の確保のため、実施を確認。

〔実施内容〕

平成17年12月から平成18年2月にかけて、免除申請を行う意思があれば、事務所に電話で連絡するよう依頼する文書を送付し、連絡があった者について、申請書を代筆し、計35件の免除処理を行った（事蹟あり）。

鹿児島社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（鹿屋 計1, 377件）

※ 事務所が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

○鹿屋社会保険事務所【(1) ①；事前確認文書型】

〔経緯〕

平成17年11月25日、早期に分母整理を終え、収納対策を講じるため、担当課長が所長に了解を得て、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から平成18年2月にかけて、被保険者に対し「ご連絡がなかった場合は、免除申請を行うことに同意したものとみなします」という趣旨の勧奨文書を送付し、連絡がない被保険者について、計1, 377件の免除処理を行った。なお、承認通知書は送付している。

沖縄社会保険事務局における免除等処理について

1. 概要

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの（那覇、浦添 計16,723件）

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの
（コザ、名護、石垣、浦添 計5,479件）

※ (1)、(2)ともに、事務局が実施を主導し、事務局は知らなかった。

2. 経緯・実施内容

(1) 本人の意思を確認しないまま承認したもの

①那覇社会保険事務所【(1)②；先行入力型】

〔経緯〕

平成17年11月21日の所内国民年金対策会議において、目標納付率の達成のため、所長が中心となり、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月24日から12月末にかけて、所得情報に基づき、全額免除、納付猶予に該当する者について、本人の意思確認をしていないにもかかわらず、先行して計14,720件の免除等処理を行った。なお、承認通知書は、担当課長が送付しないよう指示した。

②浦添社会保険事務所【(1)①；単純型、(1)②は①の未送付分】

〔経緯〕

- 平成17年11月中旬、離島対策を検討していた所内打合せの場で、当該離島に限り、所得情報に基づき、免除が見込まれる者について、本人の意思確認を行わず、申請書を作成し免除処理することを所長が了承。
- 平成17年12月上旬、担当課長らが、所得情報に基づき、免除が見込まれる者について本人の意思確認を行わず、免除等処理することを所長に相談し、所長が了承。

〔実施内容〕

平成17年11月から12月にかけて、計2,003件の免除等処理を行った。なお、承認通知書は、送付することとしていたが、一部送付漏れがあった。

(2) 電話等により本人の意思確認を行って承認したもの

①コザ社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年7月上旬、所長と担当課との打合せ時において、所長から提案し、その場で決定。

〔実施内容〕

平成17年7月から平成18年4月にかけて、電話等により、本人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、計4,276件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

②名護社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年12月5日、所長も出席した課内打合せにおいて、被保険者の利便性を考慮し、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年12月、電話により本人に意思確認した後、職員が申請書を代筆し、計602件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

③石垣社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年9月下旬、所長も出席した課内打合せにおいて、何度訪問しても不在の者への対応として、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年9月下旬から12月末にかけて、電話により本人に申請意思を確認した後、申請書を代筆し、計344件の免除等処理を行った（事蹟なし）。

④浦添社会保険事務所

〔経緯〕

平成17年11月上旬、所長も出席した課内打合せにおいて、目標納付率の達成のため、実施を決定。

〔実施内容〕

平成17年11月から12月にかけて、電話により本人に申請意思を確認した後、申請書を代筆して、計257件の免除等処理を行った（事蹟なし）。